

○足立区江北多目的運動場条例（素案）

令和 7 年 1 2 月 日条例第 号

（目的）

第 1 条 この条例は、足立区江北多目的運動場（以下「運動場」という。）を設置することにより、区民の健康と体力増進を図るとともに、地域住民相互の交流及び学習活動を推進し、もって体育、スポーツの振興と、地域住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

（名称及び位置）

第 2 条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区江北多目的運動場

位置 東京都足立区江北五丁目 4 番 1 号

（事業）

第 3 条 運動場は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）健康の増進及び体力の向上に関すること。
- （2）体育、スポーツの普及及び指導に関すること。
- （3）地域住民の相互の交流及び学習活動に関すること。
- （4）施設の使用に関すること。
- （5）前 3 号のほか、区長が必要と認める事業

（施設）

第 4 条 運動場の施設は、次のとおりとする。

- （1）多目的広場
- （2）多目的室
- （3）ウォーキングコース
- （4）駐車場
- （5）その他区長が定める施設

（休場日）

第 5 条 運動場の休場日は、次のとおりとする。

- （1）1 月 1 日から同月 3 日まで
- （2）12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に休場日を定めることができる。

(開場時間)

第6条 運動場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、開場時間を変更することができる。

(使用料)

第7条 第9条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 駐車場の使用者は、別表第2に定める額を限度として規則で定める使用料を自動車の出場時に納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(区民無料公開の日)

第8条 区長は、区民に対する体育、スポーツの啓蒙を図るため、特定の日に施設を無料で公開することができる。

(使用の承認)

第9条 第4条第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、管理上支障があると認めたときは、条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第11条 使用者は、運動場に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備を用途目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第12条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の不承認)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項に規定する使用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めたとき。

(使用承認の取消等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項に規定する使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限をすることができる。

- (1) 第13条第1号から第4号のいずれかに該当するとき。
- (2) 使用の目的又は第9条第2項の規定により付した使用の条件に違反したとき。
- (3) この条例又は規則に違反し、又は第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の指示に従わないとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が運動場の管理上特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは使用を制限されたときもまた同様とする。

- 2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、運動場の使用に際し、施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の拒否等)

第17条 区長又は指定管理者は、運動場の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入場を拒否し、又は退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第18条 運動場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規

定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第5条第2項	区長は、必要があると認めたときは	第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を受けて
第9条及び第11条から第14条まで	区長	指定管理者
第8条	区長は	指定管理者は、区長の承認を受けて
第14条第3項	第18条第1項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）	指定管理者

- 3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（指定管理者の指定）

第19条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により運動場の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会への諮問）

第20条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センタ一条例（平成13年足立区条例第34号）第19条第1項に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務範囲)

第21条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業（区長の権限に属するものを除く。）
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が運動場の管理運営に必要があると認める業務
- (管理の基準)

第22条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び運動場の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、運動場を使用する者の個人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、運動場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(生涯学習関連施設指定管理者評価委員会への諮問)

第23条 運動場の施設運営及び事業内容に関する重要事項については、足立区地域学習センター条例第22条第1項に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会に諮問するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 運動場の施設に係る申請その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第 1（第 7 条関係）

使用料

施設名	単位	使用料
多目的広場	1 時間	1,600円
夜間照明施設		1,000円
多目的室 1		500円
多目的室 2		500円
多目的室 1 と 2		1,000円

備考

- 1 多目的広場を 2 分の 1 に区分して使用する場合は、規定使用料の 5 割の額とする。夜間照明施設も同様の扱いとする。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

別表第 2（第 7 条関係）

駐車場使用料

単位	区分	使用料
30分につき	普通車	100円 ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、1,000円を限度として規則で定める額とする。
	マイクロバス	200円 ただし、出場 1 回につき徴収できる額は、2,000円を限度として規則で定める額とする。

備考

- 1 使用時間が 30 分未満のとき又は使用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算する。
- 2 駐車場を使用できる時間を経過しても自動車を出場させない使用者については、ただし書の規定は適用しない。
- 3 区長又は指定管理者は、駐車できる自動車を制限することができる。